

「みまさか園短期入所生活介護」重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある利用者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービス提供します。また、関係市町村、保健・医療・福祉サービスと連携を図り総合的なサービス提供に努めます。

2. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 幸輝会
- (2)法人所在地 岡山県岡山市中区国府市場985-1
- (3)電話番号 086-275-0220
- (4)代表者氏名 理事長 國富 隆夫
- (5)設立年月 昭和47年4月1日

3. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成13年7月1日指定
岡山県 3373700388 号

※当事業所はみまさか園に併設されています。

- (2)事業所の名称 みまさか園
- (3)事業所の所在地 岡山県美作市北山404-1
- (4)電話番号 0868-73-6100
- (5)事業所長氏名 鷹取 房恵
- (6)開設年月 平成13年7月1日
- (7)営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:30

- (8)利用定員 20 人
- (9)通常の事業実施地域 美作市
- (10)居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	10室	
合 計	10室	
食堂	1ヶ所	ユニット
機能訓練室	1ヶ所	
浴室	1室	機械浴槽×2・普通浴槽
医務室	1室	

(11)従業者の体制

事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	7名以上	7名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	1名以上	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名以上	1名
7. 医師	嘱託1名	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 短期入所生活介護計画の作成

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成し、その内容を利用者及びその家族に説明、交付し同意を得ます。

② 食事

食事は利用者の摂取状況、医師の指示等に応じて提供いたします。

③ 入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④ 介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・ 更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・ 体位変換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上に努めます。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が日常生活等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応していただきます。ただし、ご利用中必要に応じて嘱託医に受診する場合があります。

⑧ 送迎

ご希望に応じて基本的に、月～金曜日(土曜日・日曜日は除く)の間で自宅、事業所間の送迎を行います。12/30～1/3・悪天候・職員研修時には送迎を行っておりません。

(2) その他のサービス

① 理美容

1ヶ月に2回程度、理美容の機会を設けております。利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申出ください。(理美容代金が必要です)

② レクリエーション

事業所での行事、レクリエーションに参加いただけます。(自己負担がかかるものもあります。)

4. 利用料金

(1)基本料金・加算・食費・滞在費については別紙参照

(2)事業実施地域をこえた送迎費

実施地域を越えて、片道1キロメートルあたり50円を実費として徴収します。

(3)理美容代 実費(理美容事業者へ支払い)

(4)行事、レクリエーション費:実費

※利用料の引き落としについての手数料はご利用者様負担となります。

5. サービス利用に当たっての留意事項

① 利用者の体調に変化があった際には事業所へお知らせください。

② 利用者は、事業所内の器具等を利用される際には職員へお知らせください。

③ お預かり袋へは、施設で管理するお薬や衣類等を入れてお預けください。また全てのものに名前を記入して下さい。

④ 常備薬については、個人で管理できない場合は施設で管理いたします。

⑤ メガネ、補聴器等は基本的に身に付けている物なので、施設では管理出来かねます。

⑥ 義歯については、夕食後に口腔ケアでお預かり致しますが、それ以外は個人の管理とさせていただきます。

⑦ お預かり袋以外の持ち物は確認いたしかねますので、自己管理とさせていただきます。

⑧ 利用中の急変、転倒、受診等については、ご家族・代理人に連絡は入れますが、19時～翌朝7時までの間については、看護職員が不在のため、緊急事以外は様子観察となりますので、連絡等は翌朝になります。

⑨ 定期的に施設をご利用の予定がある方は、施設利用料金の支払いについては、毎月口座から引き落としをさせていただきますので、口座振替申込書を提出して下さい。

⑩ 窓口での受付、現金取り扱いは月曜日から金曜日まで、8時30分～17時30分までです。

⑪ 面会日時は毎日です。時間は AM8:30～PM19:30 となります。

⑫ 入所者は、事業所内の器具等を利用される際には従業者へお知らせください。

⑬ ご利用者同士の金銭、食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。

6. 緊急時の対応について

利用者の体調急変などの緊急時には、主治医、家族、各関係機関への連絡等、適切な対応をいたします。

連絡方法については、第一にキーパーソン(最優先連絡先)の方にご連絡を入れます。(連絡がつかない場合には次のキーパーソンの方にご連絡を入れます)キーパーソンの方と協議の上、主治医・医療機関へ連絡を入れます。キーパーソンの何方ともご連絡がつかない場合は、主治医に連絡し指示を仰ぎます。キーパーソンの方に変更があった場合は速やかに事業所へご連絡ください。

7. 非常災害時対策及び業務継続計画

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、計画に基づき年2回利用者及び従業者の訓練を行います。

また、感染症や非常災害の発生においても、指定短期入所生活介護事業の提供を継続的に実施するため、また早期の業務再開を図るために計画を策定し必要な措置を講じます。

また必要な研修及び訓練を定期的に実施するように努めます

8. 事故発生時の対応について

- (1) 利用時、送迎時に事故発生の場合には、介護者(ご家族)、主治医、各関係機関と連携を取りながら速やかな対応をいたします。
- (2) 利用者の家族、関係する居宅介護支援事業所、市町村に対して速やかに連絡等を行います。
- (3) 事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じるものとする。
- (4) 施設内外では、安全に関して最善の注意を払っておりますが、ご自分での転倒、骨折、頭蓋内損傷、外傷等、又は加齢や認知症により、水分や食べ物を飲み込む力が低下しての誤嚥、誤飲、窒息等、脳や心臓の疾患等による急変、急死等については損害賠償の対象外になります。
- (5) 事後対応等で双方の了解が得られない場合は、法人・施設・事業所は、利用者本人と代理人を窓口として対応させていただきます。

9. 守秘義務に関する対策

短期入所介護サービスを提供する上で知り得た情報は、医療上、緊急の必要性がある場合、もしくは提供サービスの向上のための担当者会議及び適切な介護サービスを行ううえで必要となる情報交換等を除き、正当な理由なく第三者に個人情報漏らすことはありません。また、退職後に漏らす事はありません。

10. 入所者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護に努め、従業者教育を行います。

みまさか園では居室内に見守りカメラを設置しています。見守りカメラは利用者の安全への取り組みの為に設置しており、ナースコールの呼び出し及び設置しているセンサーの反応によってのみ作動します。職員側からの操作のみで利用者の様子を観ることはできません。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 衛生管理等

事業所において感染症の発生予防、また発生した場合、まん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為に、対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その内容を職員に周知徹底します。
- (2) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為に研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 第三者評価の実施の有無 無
実施した直近の年月日 無

14. 虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
・虐待防止に関する責任者 施設長 鷹取 房恵
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 苦情の受付について

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 山根 真由美(生活相談員)

○苦情解決責任者 鷹取 房恵(施設長)

○第三者委員 菊池 毅 (社会福祉法人幸輝会監事)

(2)行政機関その他苦情受付機関

美作市役所 市民保険課	所在地 美作市美来1番地 電話番号 0868-72-1143 FAX 0868-72-7702 受付時間 月～金 8:30～17:15
岡山県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 岡山市北区桑田町17番地5号 電話番 086-223-8811 受付時間 月～金 8:30～17:00

☆ 苦情・意見・相談は面接、電話・書面などにより担当者または第三者委員に申出ください。

☆ 当事業所で解決できないときは岡山県社会福祉協議会に設置されている『岡山県運営適正化委員会』に申し立てることが出来ます。

◎受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:30～17:30

16. 協力医療機関との連携

急変や早期発見等の為、看護職員による定期的な巡視を行いますが、主治医と連絡が取れない場合に備えて、協力医療機関を定めているので、緊急やむを得ない場合には協力医療機関の医師に従います。

○ 協力医療機関

- ・ 田尻病院(内科)
- ・ 美作中央病院(内科)
- ・ 貞森歯科クリニック(歯科)

17. サービスのご利用にあたってご留意いただきたい事項

ご利用者、代理人、その他家族からの次に掲げる行為は禁止させていただきます。

① 職員に対する身体的暴力

【例】身体を叩く、押す、蹴る、掴む、髪を引っ張る 等

② 職員に対する精神的暴力

【例】大きな声や乱暴な言葉で威圧する、尊厳や人格を傷つける言葉を使う(バカ、アホ等)、他の業務や私生活に影響を及ぼす長時間の電話や緊急を要さない休業日・時間外での再三の電話

③ 職員に対するセクシャルハラスメント

【例】性的な嫌がらせ、性的な言葉や声掛け、誘い 等

※ 上記に記した行為は契約書第 14 条の事業者からの契約解除の要件に該当します

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスのご利用に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

岡山県美作市北山404-1
特別養護老人ホーム みまさか園

職 名 生活相談員

職員氏名 山根 真由美

* 居室等への名前等の掲示について

居室前に、ご自分の居室であることが分かるように名前を掲示してもよろしいか

☐ 同意する ☐ 同意しない

* 写真の掲示について

施設内、ホームページ上にご自分の写真、名前が分かるものを掲載してよろしいか

☐ 同意する ☐ 同意しない

* 同意を頂けない項目については最善の努力を致します。

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し同意しました。

<ご利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住所 _____

代理人 氏名 _____

4. 利用料金(別紙)

(1)基本料金(1日当たり)多床室

	利用料	利用者負担1割負担の方
要介護1	6,030円	603円
要介護2	6,720円	672円
要介護3	7,450円	745円
要介護4	8,150円	815円
要介護5	8,840円	884円
	利用料	利用者負担2割負担の方
要介護1	6,030円	1,206円
要介護2	6,720円	1,344円
要介護3	7,450円	1,490円
要介護4	8,150円	1,630円
要介護5	8,840円	1,768円
	利用料	利用者負担3割の方
要介護1	6,030円	1,809円
要介護2	6,720円	2,016円
要介護3	7,450円	2,211円
要介護4	8,150円	2,445円
要介護5	8,840円	2,652円

(2)加算料金等(1日当たり)

	利用料	1割の方	2割の方	3割の方
送迎加算(片道)	1,840円	184円	368円	552円
機能訓練体制加算	120円	12円	24円	36円
医療連携強化加算	580円	58円	116円	174円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	240円	24円	48円	72円
看護体制加算Ⅰ	40円	4円	8円	12円
看護体制加算Ⅱ	80円	8円	16円	24円
療養食加算(一食)	80円	8円	16円	24円
夜勤職員配置加算Ⅲ	150円	15円	30円	45円
若年認知症受入加算	120円	12円	24円	36円
緊急短期入所受入加算	900円	90円	180円	270円
介護職員処遇改善加算Ⅰ		お支払合計×14.0%		

* 利用者の身体状況、職員配置等により加算は変わる事が有ります。

(3)その他の費用

①食費

1日当たり 1,500円(朝食390円 昼食590円 夕食520円)

② 滞在費 1日当たり 915円

※ 介護保険負担限度額認定証を提示される方は、下記の金額になります。

※ 介護保険負担限度額認定書を提示以降のみ有効です。

(提示月以前には遡る事は出来ません)

	該当要件	食費	滞在費
第1段階	生活保護受給又は老齢福祉年金受給者	300 円	0 円
第2段階	市町村民税世帯非課税、本人収入 80 万以下	600 円	430 円
第3段階①	市町村民税世帯非課税、本人収入 80 万以上 120 万以下	1,000 円	430 円
第3段階②	市町村民税世帯非課税、本人収入 120 万以上	1,300 円	430 円
第4段階	非該当	1,500 円	915 円